

ナイスデйнаカマ 会則

(名 称)

第1条 本会は、『ナイスデйнаカマ』と称する。

(事務所住 所)

第2条 本会の事務所住所は、

〒 509-0213 岐阜県可児市瀬田 988-1 水野高伸 宅内におく。

(目的及び組織)

第3条 本会は、社会参加を希望する人を支援することを目的とする。

2 組織は、正会員、賛助会員、特別賛助会員を持って構成する。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 認められた会員が生活支援活動の経験がある範囲での相談活動を行うこと。
- (2) 社会参加に慣れる作業活動を行うこと。
- (3) 交流会を開催すること。
- (4) 障がい者との協働とその推進に参加すること。

(役 員)

第5条 本会は次の役員をおく。

会長 1 名、 副会長 若干名、 会計 1 名

(役員を選出及び議決)

第6条 役員は正会員より選出する。

2 役員選出の他、全ての議決は正会員の過半数を持って決定する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 3 役員は、改選が必要な事由が無い場合、自動で再任し、職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表して会活動を掌る。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参加)

第9条 本会に、顧問及び参加をおくことができる。

- 2 顧問及び参加は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(経費等)

第10条 本会の経費は、(1) 会費、(2) 寄付、(3) 事業収入、(4) 補助・助成金、(5) 委託費 その他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、会員ごとに年額2,000円とし、毎年3月31日までに納入するものとする。ただし、会長が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

- 2 会の金融機関を定め、会則(原本)に添付する。
- 3 必要が生じた場合、会計年度、会計報告、会計監査に係る事項を会則に記載し、また、収支計算書や財産目録など、どのような種類の決算報告書を作成するかを定める。総会の承認(議事録)の必要も忘れず記載する。会計監査が必要な場合も同様とする。

附 則

本会則は、平成31年 2月 1日より施行する。

設立時参加会員

2019年 1月時

- | | | |
|--------|--------|-------|
| ・一柳 裕二 | | |
| ・水野 高伸 | 初年度会長 | 一柳 裕二 |
| ・内田 吉則 | 初年度副会長 | 内田 吉則 |
| ・福永 仁志 | 初年度会計 | 水野 高伸 |
| ・長谷川憲成 | | |
| ・河合 康幸 | | |